

国交省／経審改正案を公表／C C U S全現場導入を加点、W L Bなども考慮

国土交通省は、担い手の確保・育成や災害対応力の強化、環境配慮の推進といった観点で検討していた経営事項審査（経審）の改正案を明らかにした。「W点（その他の審査項目〈社会性等〉）」の評価項目を変更。建設キャリアアップシステム（C C U S）を現場で導入する企業を評価し、元請として就業履歴蓄積に全工事現場、あるいは全公共工事現場で取り組んだ場合に加点する。意見募集などを経て6月の公布、2023年1月の施行を想定している。=2面に関連記事

14日に東京都内で開いた中央建設業審議会（中建審、柳正憲会長）の総会に審議事項として改正案を提示した。C C U Sを全現場で導入する企業は15点、全公共工事で導入する企業は10点を付与する。現場登録とカードリーダー設置などの就業履歴蓄積に必要な措置を講じることが要件になる。運用上は要件を満たすとの誓約書を提出してもらい、許可行政庁が抽出調査で確認する。虚偽申請には建設業法に基づく営業停止処分などで対応する方針だ。

担い手の確保・育成に関しては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和、W L B）に関連する認定制度の取得企業も加点対象とする。△くるみん認定△えるぼし認定△ユースエール認定－などの取得企業に最大5点を付与する。複数の認定を取得している場合、最も評点の高い認定で加点する。

災害復旧に使用する建設機械の保有状況を加点する仕組みを拡充。道路の復旧時に使用する締め固め用機械の「ロードローラー、振動ローラーなど」、がれき除去などを行う解体用機械の「ブレーカー、解体用つかみ機など」、電線の復旧時に使用する「高所作業車」を新たに加える。「大型ダンプ」の加点対象は最大積載量5トン以上に限定せず、土砂の運搬が可能なダンプ全般に広げる。

現状でI S O認証の取得企業が対象となる環境配慮への加点評価は、対象となる認証制度に「エコアクション21」を追加。認証手続きの簡便さを踏まえ、加点はI S O認証の5点より小さい3点に抑える。

[閉じる](#)

記事ID : 3202203150101

国交省／経審改正案、さらに評価拡充へ意見も／WL Bや環境配慮で

14日の中央建設業審議会（中建審）で国土交通省が示した経営事項審査（経審）の改正案には多くの委員から賛同の声が挙がった。一部の委員からは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和、WLB）の認定制度を複数取得する企業を適切に評価する仕組みの導入や、環境配慮に取り組む企業のインセンティブをさらに拡充することを要望する意見もあった。=1面参照

今回の改正で「W点（その他の審査項目〈社会性等〉）」の素点が大きく増加するため、総合評定値（P点）への換算式を変更。現行のW点に掛ける係数を変更し、現行の各評価項目でバランスを維持する。

建設キャリアアップシステム（CCUS）を現場で導入する企業に対する加点評価に関し、「すべての建設工事、公共工事が要件となっている。改修工事や補修工事、雑工事などもたくさんあるが、それらも全部含むのか」（奥村太加典全国建設業協会会长）と確認する場面もあった。

建機の保有状況の加点措置は、建設業団体へのアンケートで実態を把握した上で対象機種を詰めた。現状は▽ショベル系掘削機▽トラクターショベル▽ブルドーザー▽移動式クレーン▽大型ダンプ▽モーターグレーダーの6機種が加点対象となっている。

環境配慮に関する加点対象も建設業団体へのアンケートで検討。各都道府県の独自認証や「SDGs（持続可能な開発目標）宣言」に取り組む企業も多かったが、経審としての全国統一基準としてなじまなかつたり、客観評価が難しかつたりする理由から、加点対象への追加を見送った。

閉じる

記事ID : 3202203150202

Copyright(C) 日刊建設工業新聞 記事の無断転用を禁じます

行政

CCUS環境整備を加点/担い手確保・育成へ元請取組み評価/経審改正案/災害対応建機、環境配慮の対象拡大 国交省

[2022-03-15 1面]



改正の概観

国土交通省は、14日に開いた中央建設業審議会の総会で、経営事項審査の改正案を示した。担い手の育成・確保を促進するため、新たに建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況を評価する。元請けとしてカードリーダー設置など就業履歴を蓄積できる環境を整備することで加点対象となる。6月に改正内容を公布し、2023年1月の施行を予定する。CCUSの評価は、現場登録やカードリーダーの設置などにより、現場に従事する技能者が就業履歴を蓄積できる環境を整備した元請企業が対象となる。直近の事業年度に施工したすべての建設工事で環境整備し、実際に就労履歴が蓄積された場合は15点加点する。すべての公共工事（元請工事）で実施した場合の加点は10点となる。

技能者がCCUSで就業実績を蓄積するには、現場の元請企業による現場登録やカードリーダー設置、現場利用料の支払いなどが必要であることから、導入企業は待遇改善に相応の役割を果たしていると判断できることから評価の対象とした。

加点を受ける企業は要件に該当する旨の誓約書の提出が必須となる。抽出調査などによって、虚偽申請が明らかになった場合には建設業法に基づく営業停止などの処分を科す。

担い手確保の観点からは、ワーク・ライフ・バランス（WLB）の評価項目も新設した。子育て支援に取り組む企業を認定する「くるみん認定」や女性活躍の促進状況が優良な企業が得られる「えるばし認定」、若者の採用・育成に積極的な企業が対象の「ユースエール認定」の取得状況に応じて3-5点を加点する。複数の認定を取得している場合は、最も評点の高い区分を採用する。

建設業の災害対応力の強化の観点からは、既に加点を受けている6機種以外の災害対応で活躍している建設機械を加点対象に追加する。アロードローラ、振動ローラなど締固め用機械△ブレーカ、解体用つかみ機など解体用機械△高所作業車△土砂の運搬が可能なすべてのダンプーの4機種が新たに対象となる。

政府全体として取り組む環境配慮では、加点対象となる認証を増やす。現状、評価を受けることができる「ISO14001」に加え、複数の都道府県の競争参加資格審査で加点されている「エコアクション21」を追加する。評点は3点とし、両方の認証を得ている場合は「ISO14001」の5点で評価する。

今回の改正により、経審全体の総合評定値Pに占める「その他の審査項目（社会性等、W）」の割合が増加するため、Wの重み付けを変更する。Wの素点に乘じる係数を現行の「200分の1900」から「200分の1750」に改める。

国交省／災害復旧工事、不可抗力の損害発生時は受注者負担ゼロに

国土交通省は災害復旧工事で不可抗力による損害が発生した場合、受注者負担をゼロにする方針を固めた。公共工事標準請負契約約款では、不可抗力による損害額のうち請負代金額の1%分を受注者が負担すると規定している。中央建設業審議会（中建審）が14日の総会で改正内容を了承。公共発注者や建設業団体に近く実施を勧告する。受注者負担の軽減で災害復旧工事が受注しやすい環境を整える。

受注者負担を求める工事の具体例として、△災害復旧事業（関連事業など含む）の対象工事△発災直後の応急対策（災害協定に基づく契約・指示で実施する工事や維持管理契約内で指示を受けて対応する工事）－の二つを示した。それ以外の不可抗力による損害は従来通り、請負代金額の1%分を受注者、それ以外は発注者が負担する。

災害復旧工事は二次災害にさらされるリスクがあり、平常時より人員や資機材の確保も困難など、受注者負担が大きい傾向がある。1%の負担であっても受注ハードルが上がり、円滑な災害復旧に支障を来す可能性もある。地域建設業団体などからも負担軽減を求める声があった。

中建審委員を務める全国建設業協会（全建）の奥村太加典会長は同日の総会で、改正内容に賛意を示しつつ「通常工事でも自然災害で損害を受ける事例は多くある」と指摘。「地域の守り手」となる地域建設業者にとって1%の負担は非常に重いと訴え、「災害復旧に限らず、すべての公共工事で不可抗力による損害発生時の受注者負担が無くなるよう、さらに検討をお願いしたい」と要望した。

記事ID : 3202203160103

国交省／保証証書など電子化／公共約款の関連規定改正

国土交通省は、公共工事の受注者が履行保証保険契約や前払金保証契約を締結した場合、発注者に提出する保険証券や保証証書を電子化できるようにした。一定の電磁的措置を講じた場合、保証証書などを書面で提出する「寄託」の手続きを行ったとみなす。中央建設業審議会（中建審）が公共工事標準請負契約約款の関連規定を改正。公共発注者や建設業団体に14日付で実施を勧告した。4月1日に施行する。

電子化で受注者から発注者へ保証証書などを郵送・持参する必要がなくなる。保証機関も紙の保証証書などを発行する必要がなくなる。電磁的方法による寄託は、保証契約の相手方となる保証事業会社など保証機関が構築し、発注者が認めた措置に限って採用可能とする。

国交省直轄工事では5月から電子化スキームの導入を予定している。受注者から契約保証の申し込みを受けた保証機関が電子証書をアップロードし、受注者に保証契約番号・認証キーの情報を提供。情報を受注者は電子契約システムなどを通じ発注者に提供し、発注者が電子証書を閲覧する手続きとなる。

[閉じる](#)

記事ID : 3202203160205

Copyright(C) 日刊建設工業新聞 記事の無断転用を禁じます

国交省／建設発生土の指定利用徹底へ／公共・民間約款で対応検討

国土交通省は、すべての公共工事と大規模な民間工事を対象に、建設発生土の「指定利用」を標準請負契約約款に位置付ける検討に入った。工事の発注段階から建設発生土の搬出先を明確にしてもらい、元請業者による適正処理を促す。= 1面参照

公共工事標準請負契約約款に加え、民間の比較的大きな規模の工事に適用する「民間建設工事標準請負契約約款（甲）」で必要な対応を検討する。夏ごろに開かれる中央建設業審議会（中建審）の会合で両約款の改正案を示す予定。発注者が建設発生土の搬出先を指定した場合、搬出先を記載した書類を契約書に添付することを明記する方向だ。

建設発生土の指定利用を徹底する方策は、静岡県熱海市の土石流災害を受けて内閣府の有識者会議が昨年12月24日に公表した提言に盛り込まれた。公共工事のうち国発注工事は指定利用がほぼ浸透しているが、地方自治体発注工事は改善の余地がある。提言ではすべての公共工事で指定利用の原則実施を目指すことが重要と指摘し、国が自治体に要請すべきだとした。

継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者も、公共発注者と同じく「建設発生土の適正処理にこれまで以上の積極的な役割を果たすことが期待される」と提言には記載。指定利用を実施し、それが困難な場合でも元請業者による処理状況を確認するよう求めた。

提言では公共・民間双方の発注者に契約締結時の適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合の追加負担で受注者と適切に協議することも求めている。

閉じる

記事ID : 3202203160204

行政

災害時の請負1%負担/受注者に求めず/保証証書の電子化導入/国交省/標準約款改正案

[2022-03-16 1面]

国土交通省は、建設工事標準請負契約約款を改正する。天災などで損害が発生した場合に受注者に請負代金の1%の負担を求める規定について、災害応急対策や災害復旧工事では受注者負担を求めないように改める。激甚災害の頻発化を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事の不調・不落対策を目的に改正する。併せて、公共工事で必要となる履行保証や前払金保証の保証証書を電子化できる規定も設ける。現行の公共約款（第30条）では、天災など受発注者いずれの責めにも帰すことができない「不可抗力」による損害が発生した場合、損害額と損害の取片付け額（取り壊し・片付け費用など）の合計額のうち、請負代金額の100分の1を受注者が負担することとされている。

同条の規定は応急・災害復旧工事で被災し、損害が発生した場合も適用される。14日の中建審では「災害応急復旧対策または災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする」との改正条文案を提示した。委員からは反対意見はなく、近く中建審が改正を勧告する予定だ。

全国建設業協会の奥村太加典会長は「災害復旧工事に限らず、通常工事でも自然災害により損害を受ける事例は多くある。地域建設業にとって100分の1の受注者負担はとても重く残された課題だ」と述べ、全工事での受注者負担の撤廃を求めた。

履行保証や前払金保証の保証証書の電子化のための約款改正も実施する。現在、書面に限定されている保証証書を電子化できるようにし、保証機関による証書発行や受注者から発注者への証書の郵送・持参といった手続きを不要にする。

契約の保証に関して「受注者は保険証券を発注者に寄託（物を保管することで成立する契約）しなければならない」という規定を、発注者が認めた場合に電磁的方法で代替できることとする。14日付で中建審から公共発注者に勧告し、4月1日に施行する。

約款改正を受け、国交省直轄工事では5月から保証証書の電子化手続きを導入する。対象は北海道建設業信用保証と東日本建設業保証、西日本建設業保証の3社が実施する前払金保証など。受注者は従前どおり、書面による手続きを選択することもできる。

建設発生土の

搬出先を明確化

同省は今後、約款改正で対応する事項も説明した。「盛土による災害の防止に関する検討会」で示された建設発生土の搬出先の明確化への対応を公共約款と民間約款（甲）で図る。建設発生土の搬出先を記載した書類を契約書に添付することを求める。今夏に開く、次回中建審で改正条文案を示す。

国交省／復興JV全国展開へ運用基準／激甚災害相当に適用、中建審が4月以降勧告

国土交通省は東日本大震災の被災地に限定し運用していた「復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）」制度の全国展開に向けた運用基準を固めた。激甚災害として指定を受けた災害に加え、それと同程度の規模の災害からの復旧・復興工事に適用可能とする。「共同企業体運用準則（JV準則）」に復興JVを位置付ける制度改正を4月以降に決定し、中央建設業審議会（中建審）が公共発注者に実施を勧告する。

復興JV制度は東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）で2012年から試行扱いとして運用。以降の大規模災害の被災地で地元自治体独自の制度として活用されるケースが多くある。全国的に大規模災害が相次ぐ状況を背景に、被災地の地元企業と地域外の企業が共同で施工体制を確保する仕組みを整えるのが狙いとなる。

運用基準は試行段階をほぼ踏襲する。地元企業が1者以上いれば2～3者でJVを結成可能。各構成員の施工能力は同程度と定め、経営事項審査の点数や等級、工事実績を参考に発注機関が判断。「地元」の範囲も被災状況や技術者・技能者の不足状況を踏まえ発注機関が定める。通常のJVより技術者要件を緩和する措置も講じる。

地元企業だけでは施工体制の確保が難しい状況にある期間に適用すると明示。対象工事には発災してからの期間が短かつたり局所的な被害だったりして激甚災害の指定を受けていない大規模災害の関連工事も含める。大規模な工事と技術的難易度の高い工事は適用除外とする方針で、具体的にWTO政府調達協定の対象工事と特定JVの対象工事を例示した。

災害対応力の強化策の一環で公共工事入札契約適正化法（入契法）の適正化指針にも関連事項を追記する。JV準則の制度改正に合わせて指針変更の閣議決定が行われる見通しだ。

[閉じる](#)

記事ID : 3202203170103

国交省／入契法適正化指針の変更案／ダンピング対策の記載拡充

国土交通省は、公共工事入札契約適正化法（入契法）に基づく適正化指針の変更案をまとめた。災害復旧に関する入札契約の配慮事項として「復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）」の活用などを追記。ダンピング対策を念頭に置いた記載も拡充。公共工事受注者が適正利潤を確保する必要性を明記し、低入札価格調査基準の適正な水準での設定を徹底するよう促す。4月以降に指針変更の閣議決定を予定している。=1面参照

国や地方自治体などの公共発注者は、適正化指針に従って必要な措置を講じる努力義務を負っている。今回の指針変更で多発する大規模災害への対応力の強化や、公共工事の円滑な施工確保と担い手の確保・育成に向けたダンピング対策の徹底につなげる。

災害復旧関係では円滑な事業実施を図るため、ほかの発注者と連携する必要性も追記した。ダンピング対策を推進する観点で、適正な積算を行うべき事項として建設発生土の運搬・処分に要する費用を盛り込んだ。

公共発注者による建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用をさらに促すため、現場利用に対して総合評価方式や工事成績評定でのインセンティブ措置を積極的に講じるよう明記した。工事に必要な条件や情報を設計図書で明示することや、設計変更ガイドラインを策定することも適切な施工確保の観点で追記した。

閉じる

記事ID：3202203170202

Copyright(C) 日刊建設工業新聞 記事の無断転用を禁じます

行政

復旧・復興JVを準則に/激甚災害への対応強化/国交省、4月以降勧告・運用開始

[2022-03-17 1面]

国土交通省は、東日本大震災の被災3県の復旧・復興工事を対象に導入した復旧・復興JVを、JV制度の運用基準を示す『JV準則』に新類型として位置付ける。大規模災害の発災後の工事量の急増に備え、国や地方自治体が施工確保策として活用できる仕組みを整える。4月以降に公共発注者に対して復興JVを盛り込んだ改正JV準則の実施を勧告する。勧告に基づき、各発注者がJV運用基準を作成し、運用を開始する。

被災地域の地元企業を1社以上含むことを求める現行の復興JVをベースに規定した。構成員は2~3社とし、代表者は地元企業を原則とする。激甚災害として指定された大規模災害からの復旧・復興工事に適用し、大規模な工事と技術的難易度の高い工事は含まない。

構成員は同程度の施工能力を保有する企業の組み合わせとし、各企業の施工能力や被災地域の範囲は発注機関が判断する。工事規模に合った施工能力を保有する構成員が監理技術者または主任技術者を専任で配置する場合には、他の構成員が配置する技術者の専任を不要とする。

JV準則への位置付けと併せて、公共工事入札契約適正化法（入契法）の適正化指針にも復興JVを規定する。適正化指針に明記することで、自治体に対して復興JVの運用基準の公表を求めることが可能となる。4月以降の改正JV準則の実施の勧告と同時に適正化指針の変更を閣議決定する。

適正化指針の見直しでは、復興JVの位置付けに加えて、担い手の確保・育成、処遇改善のため、ダンピング（過度な安値受注）対策などに関して追記する。ダンピング対策の観点から、公共工事の受注者の適正な利潤確保や低入札価格調査基準を適切な水準での設定が必要であることを記載する。

適切な積算を行うべきものには、建設発生土の運搬・処分などに要する費用を追加する。

関係者間の状況共有のための設計図書での条件明示、技能者の育成・確保に向けた国・発注者による建設キャリアアップシステムの活用促進の取り組みも明示する。